

平成26年12月24日 国空予管第430号

# 航空局電子調達システム運用基準

平成 26 年 12 月

## 【 航空局電子調達システム運用基準 目次 】

〈ページ〉

1. 紙入札の基準	3
① 当初から紙入札での参加	3
② 電子入札から紙入札への変更を認める基準	3
③ 紙入札に移行する場合の取扱い	3
2. 案件登録	3
① 各受付期間等の設定	3
② 公告日以降の案件の修正及び手順	3
③ 紙入札への切替時の処理	4
3. 証明書等	4
① 使用アプリケーション及びバージョンの指定	4
② 圧縮方法の指定	4
③ 郵送等を認める基準	5
④ 郵送等の方法及び時間設定	5
⑤ ウィルス感染ファイルの取扱い	5
4. 開札	5
① 入札書の提出等	5
② 再入札等受付時間の設定及び開札基準	5
③ 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡	5
④ 電子入札書提出後の辞退	6
⑤ 電子入札書提出後の辞退を認めた場合の取扱い	6
⑥ 電子くじの周知	6
⑦ 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い	6
⑧ 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い	7
⑨ 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い	7
⑩ 落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）について の意思確認連絡方法	7
5. 公開基準	8
① 電子入札対象案件の公開	8
② 公開検証機能における公開基準	8
6. 入札参加者の I C カードの取扱い（代表者の権限の委任等）	8
① 電子入札を利用することができる I C カードの基準	8
② I C カードの資格等確認	9
③ 受任者との契約締結等	9
④ I C カード不正使用等の取扱い	9

## 航空局電子調達システム運用基準

### 1. 紙入札の基準

#### ①当初から紙入札での参加

発注者（別表に掲げる機関をいう。以下同じ。）は、入札（見積を含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から紙入札方式参加願（様式1）が提出されたときは、当該入札参加者について、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）を執行することとする。また、WTO対象案件において、入札参加者が紙入札を希望する場合の取扱いも同様とする。

#### ②電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子調達システムの入札機能による入札（以下「電子入札」という。）による手続きの開始後、電子入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ全体の入札手続に影響がないと認められる場合についてのみ、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

#### 【やむを得ない事由の例示】

- (1) システム障害により締切に間に合わない場合
- (2) 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合

#### ③紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により紙入札への変更を認めた場合は、開札時、電子調達システムの紙入札情報登録画面において、当該入札参加者を電子事業者（有資格者）から検索・設定のうえ、紙入札額の登録を行う。なお、既に実施済みの電子調達システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

### 2. 案件登録

#### ①各受付期間等の設定

- 1) 開札予定日時は、入札書受付締切予定日時の翌日を標準とするものとする。
- 2) 証明書等の提出期日の設定に当たっては、各入札方式により適宜開札日以前に設定するものとし、その他の期間等日時の設定に当たっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

#### ②公告日以降の案件の修正及び手順

公告日以降において案件登録情報のうち、年度、調達案件名、入札方式、総合評価計算式、WTO（政府調達）案件、資格の種類、地域区分、会計機関、役職、契約担当部署及び官職名について錯誤が認められた場合には、以下の手順により、速やかに案件の再登録を行うものとする。

- (1) 錯誤案件に対して証明書等の提出が行われるのを防ぐため、取り止めの処理を行い、取り止め通知書により、入札参加者に錯誤である旨、通知する。
- (2) 新規の案件として、調達申請又は調達実施からあらためて登録を行う。
- (3) 既に証明書等の提出があった電子入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して証明書等を送信するよう依頼する。

### ③紙入札への切替時の処理

特段の事情により、発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、以下のとおり手続きを行い、電子調達システム処理を行わないものとする。

#### 1) 入札書等受付開始日の到達前の場合

- (1) 調達案件備考欄に「紙入札へ移行」と追記し、証明書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

(修正例：受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01)

※ 締切日時は入力時刻から最短で 90 分後の登録となるため留意すること。

- (2) 既に証明書等の提出があった電子入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとする。実施済みの電子調達システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は 受領手続きを要しないものとする。

#### 2) 入札書等受付開始日の到達後の場合

案件の取り止めを実施し、調達申請又は調達実施からあらためて登録を行う。

## 3. 証明書等

### ①使用アプリケーション及びバージョンの指定

証明書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを標準として指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	2009 形式以下での保存
2	Microsoft Word	Word 2007 形式以下での保存
3	Microsoft Excel	Excel 2007 形式以下での保存
4	その他のアプリケーション	PDF ファイル 画像ファイル (JPEG 形式及び GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

### ②圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

### ③郵送等を認める基準

証明書等の容量が3MBを超える場合には、原則として郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出を求めるものとする。また、案件の特性等により、すべての電子入札参加者に対して郵送等での提出を求めることができるものとする。

### ④郵送等の方法及び時間設定

1) 郵送等での提出を認める場合には必要書類の一式を送付するものとし、電子調達システムでの提出との分割は認めない。また、郵送等による提出を認める場合は、電子調達システムにより、証明書等として下記の内容を記載した書面の送信を求めるものとする。

- (1) 郵送等する旨の表示
- (2) 郵送等する書類の目録
- (3) 郵送等する書類のページ数
- (4) 発送年月日

2) 郵送等の締切（必着。以下同じ。）は、電子調達システムの締切の日時と同一とする。また、郵送等にあっては郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとする。なお、郵送等された資料を受領し、審査が完了した際は、電子調達システム上で証明書等審査結果通知書の発行を行う。

### ⑤ウイルス感染ファイルの取扱い

- 1) 電子入札参加者から提出された証明書等へのウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該電子入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。
- 2) 証明書等の再提出が行われた場合には、発注者は受領確認後、電子調達システムによる受付票の発行を行うものとする。

## 4. 開札

### ①入札書の提出等

電子入札による入札参加者は、電子調達システムの入札書受付締切日時までに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

### ②再入札等受付時間の設定及び開札基準

- 1) 再入札書又は見積書の受付時間（以下「再入札等受付時間」という。）は、当面30分間を標準として設定するものとする。
- 2) 再入札書又は見積書の開札は、原則として、再入札等受付時間終了後に行うものとする。ただし、再入札等受付時間終了前において、すべての入札参加者の受付が終了している場合は、再入札等受付時間終了前であっても開札できるものとする。

### ③開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、電子入札参加者に電話等により状況の情報提供を行うものとする。

④電子入札書提出後の辞退

電子入札システムによる入札書（以下「電子入札書」という。）提出後、その開札までの間に電子入札参加者が入札の辞退を申し入れてきた場合にはこれを認めるものとする。ただし、紙入札参加者がいる場合には入札執行官の開札宣言までの間とする。

⑤電子入札書提出後の辞退を認めた場合の取扱い

- 1) 電子入札書提出後に入札の辞退をしようとする電子入札参加者には、電子入札システム上で辞退申請書を提出させるものとする。
- 2) 電子入札書提出後の辞退を認めた場合は、電子調達システムにおいて許可登録を行うものとする。

⑥電子くじの周知

電子調達システムでは、電子くじ機能を備えているので、以下の例を参考に入札説明書等で電子くじについての説明を記載し、事業者に周知を図るものとする。

（記載例）

（○）落札者の決定方法

落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。くじは以下のとおり行う。

1) 同価格の入札者が電子入札による参加者のみの場合

電子入札による参加者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。

2) 同価格の入札者が電子入札による参加者と紙入札による参加者で混在する場合

電子入札による参加者が入力した電子くじ番号及び紙入札による参加者が紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。

3) 同価格の入札者が紙入札による参加者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施し、落札者を決定するものとする。なお、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

（△）電子くじについて

電子くじを行うには、入札参加者が任意で設定した000～999の数字が必要となるため、電子入札による参加を希望する者は電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札による参加を希望する者は、別添5「紙入札方式参加承諾願」に電子くじ番号を記載するものとする。

⑦電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準

及び取扱い

1) 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。その結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号の一に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

(1) 天災

(2) 広域・地域的停電

(3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

(4) その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

2) 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

3) 上記の各号によらない電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、「1. 紙入札の基準」②の基準を準用するものとする。

⑧発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

1) 発注者側に障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には紙入札に変更するものとする。

2) 障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

⑨入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子調達システムサーバーに未到達であり、かつ電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該電子入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。

⑩落札者が不在の随意契約（予算決算及び会計令第99条の2に規定する随意契約。

以下「不落随契」という。）についての意思確認連絡方法

1) 不落随契に移行する場合の取扱いは、入札説明書等への記載により予めすべての入札参加者に下記内容を周知するものとし、また、不落随契移行時に電子調達システムにより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。

(1) 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。

(2) 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。

(3) 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者とみなすこと。

2) 不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加したすべての入札参加者に対して送信するものとする。

## 5. 公開基準

### ①電子入札対象案件の公開

電子入札対象案件については、電子調達システム上で公開するものとする。

### ②公開検証機能における公開基準

公開検証機能については、すべての入札参加者の公開を原則とし、入札の結果登録完了後、直ちに公開対象企業登録を行うものとする。ただし、一般競争参加資格非認定、指名の取り消しとなった入札参加者の情報については、非公開とする。

## 6. 入札参加者のICカードの取扱い（代表者の権限の委任等）

### ①電子入札を利用することができるICカードの基準

1) 電子入札を利用することができるICカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から期間を定めて入札・見積権限及び契約権限について委任する期間委任または、個別案件に関する入札・見積権限及び契約権限について委任する都度委任により委任をうけた者（以下「受任者」という。）のICカードに限る。なお、受任者による電子入札の利用は、以下の基準により都度委任又は期間委任が電子調達システムで設定された場合に限り認めるものとする。

#### (1) 設定の方法

各府省毎に電子調達システムで設定を行うものとする。

#### (2) 設定時期

委任の設定は、参加を希望する入札案件の入札参加手続前までに設定するものとする。入札手続途中における提出は認めない。

#### (3) 委任の内容

##### i) 権限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていないなければならない。

##### ii) 復代理人

復代理は認めないものとする。

##### iii) 期間委任の委任期間

期間委任を行う場合の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。

また、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合及び受任者のICカードについて有効期限満了等による変更又は追加があった場合には、変更内容について、速やかに、期間委任状を提出した全ての府省に期間委任状の再設定を行うよう求めるものとする。

##### iv) 個別案件の設定

都度委任を行う場合は、入札参加を希望する案件の設定を行う。

また、紙入札事業者については、様式2の期間委任状又は様式3の都度委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

#### (1) 提出の相手方

原則として各発注者（本官・分任官）毎に提出を求めるものとする。

#### (2) 提出時期

参加を希望する入札案件の入札参加手続前までに提出するものとする。

入札手続途中における提出は認めない。

(3) 委任状の内容

i) 権 限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。

ii) 復代理人

復代理は認めないものとする。

iii) 期間委任の委任期間

期間委任を行う場合の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。

また、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合及び受任者の I C カードについて有効期限満了等による変更又は追加があった場合には、変更内容について、速やかに、期間委任状を提出した全ての府省に期間委任状の再設定を行うよう求めるものとする。

iv) 個別案件の設定

都度委任を行う場合は、入札参加を希望する案件の設定を行う。

(4) 提出方法

委任状は、記名・押印された委任状（書面）の提出とする。

② I C カードの資格等確認

1) 発注者は、一般競争入札方式において参加申請等のあった者については、電子調達システムで競争参加資格の有無を確認するものとする。

2) 通常指名競争入札方式を実施する場合は、事前に電子調達システムに登録されている「商号又は名称」、「住所」及び「代表者氏名」元に、競争参加資格の有無を確認するものとする。

3) 以上の確認は、「①電子入札を利用することができる I C カードの基準」に規定する当該入札参加者の代表者又は受任者か否かの確認と併せて行うものとする。

4) 確認した結果、入札又は見積の権限を有しないと判断された場合には、発注者は電子入札参加者に電話等でその旨を通知するものとし、この場合において、当該電子入札参加者が以下の方法によらなければ、当該案件への入札参加を認めないものとする。

(1) 代表者又は代理権限のある名義人の I C カードにより、再度参加申請等を行う。

(2) 代表者又は代理権限のある名義人の I C カードがない場合、紙入札による参加を申請する。

③受任者との契約締結等

1) 代表者の I C カードにより入札等を行い落札した場合には、代表者又は代表者から委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

2) 受任者の I C カードにより入札等を行い落札した場合には、原則として、当該入札をした受任者又は代表者と契約を締結することができる。

④ I C カード不正使用等の取扱い

1) 電子入札参加者が I C カードを不正に使用等した場合には、当該電子入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。また、落札後に不正

- 使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。  
 なお、以上の取扱いについては、競争入札心得、入札説明書等に明示するものとする。
- 2) 契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

**【不正に使用等した場合の例示】**

- (1) 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者、受任者が変更となっているにも拘わらず、変更前の代表者等の I C カードを使用して入札に参加した場合
- (3) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の I C カードを使用して入札に参加した場合

**【別表】 発注者機関**

機 関 名
航空局
東京航空局
大阪航空局
札幌航空交通管制部
東京航空交通管制部
福岡航空交通管制部
那覇航空交通管制部
航空保安大学校
航空保安大学校岩沼研修センター
新千歳空港事務所
仙台空港事務所
成田空港事務所
東京空港事務所
名古屋空港事務所
大阪空港事務所
関西空港事務所
福岡空港事務所
鹿児島空港事務所
那覇空港事務所

〈様式1〉

平成 年 月 日

## 紙入札方式参加承諾願

(契約担当官等の官職氏名) 殿

郵便番号

住所

名称

代表者役職 (受任者役職)

代表者氏名 (受任者氏名)

連絡先名称

連絡先担当者名

連絡先電話番号

連絡先FAX番号

連絡先メールアドレス

電子くじ番号

㊞  
(代表者印)

下記の案件は、以下の理由により、電子調達システムを利用しての参加が出来ないため紙入札方式により参加を承諾頂きますようよろしくお願い致します。

1. 件名 :

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

※ 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

〈様式2〉

## 期 間 委 任 状

受 任 者

住 所

氏 名

使 用 印                      印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

〈委任期間〉 平成      年      月      日 から

平成      年      月      日 まで

〈委任事項〉 (例)

1. 入札及び見積について
2. 契約の締結について
3. その他

平成      年      月      日

委 任 者  
住                      所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

㊞

(契約担当官等の官職氏名)      殿

〈様式3〉

## 都 度 委 任 状

受 任 者

住 所

氏 名

使 用 印 印

私は、上記の者を代理人と定め、  
「件名 〃」に関する下記の権限を委任します。

〈委任事項〉（例）

1. 入札及び見積について
2. 契約の締結について
3. その他

平成 年 月 日

委 任 者  
住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

㊟

(契約担当官等の官職氏名) 殿